

「福島県循環型社会形成に関する条例」体系図

目的 現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること(第1条)

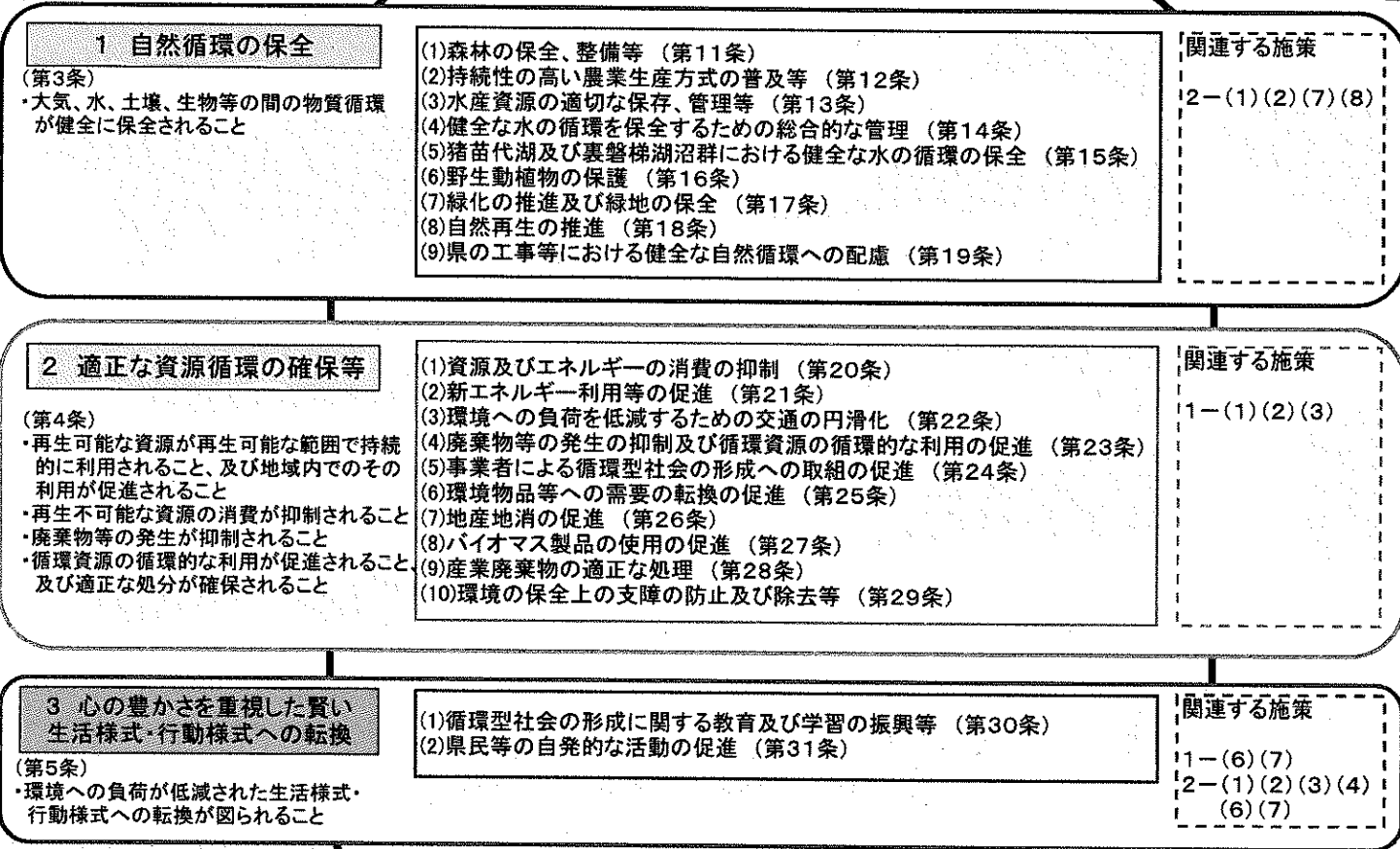
<循環型社会とは>
適正な資源循環が確保されること等により資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会(第2条)

循環型社会形成推進計画 (第10条)

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進

・県の責務(第6条)
・事業者の責務(第7条)
・県民の責務(第8条)

循環の理念



<4 共通の施策>
(1)調査の実施 (第32条)
(2)科学技術の振興 (第33条)
(3)経済的措置 (第34条)

適切な役割分担及び超学際的な連携等(第9条)

自然と人が共生する循環型社会の形成

(前文)